



カドミウム及びその化合物に係る 暫定排水基準の見直し案に対する 意見の募集

カドミウム及びその化合物については、平成26年12月1日より水質汚濁防止法に基づく一律排水基準が、それまでの0.1mg/Lから0.03mg/Lに設定され、強化されました。この際に、この基準を直ちに達成することが困難な4業種について、期限付きで暫定排水基準が設定されており、このうち3業種については平成29年11月30日に適用期限を迎えることとなります。

このため、この適用期限後の3業種に係る新たな基準値について、平成29年5月26日に行われた中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会での検討結果を踏まえ、見直し案が取りまとめられ、平成29年6月2日(金)から7月3日(月)までの間、意見の募集(パブリックコメント)が行われました。該当する3業種は、①非鉄金属第1次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)(暫定基準値:0.09mg/l) ②非鉄金属第2次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)(暫定基準値:0.09mg/l) ③溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)(暫定基準値:0.1mg/l)であり、いずれも現在の暫定基準値から一律排水基準への移行が見直し案として出されています。なお、残り1業種である金属鉱業(暫定基準値:0.08mg/l)については平成31年11月30日までの間、暫定基準値が適用されますので、今回の見直しの対象外となります。

今後はパブリックコメントの結果を踏まえ、国会への答弁、公布、施行という流れになります。

当社では、カドミウム及びその化合物などの各種金属分析も含め、多くの排水項目の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 平成29年5月26日付 中央環境審議会
水環境部会排水規制等専門委員会
平成29年6月2日付 環境省報道発表資料
環境検査箇所 清水圭介

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する告示の改正等について](#)
- [2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布\(水銀関係\)について](#)

水銀に関する水俣条約の発効が 決定しました

平成29年5月18日付けで、「水銀に関する水俣条約」の締約国数が我が国を含めて50か国に達し、規定の発効要件が満たされたため、本条約は8月16日に発効することとなりました。

また、我が国として、同条約の実施を確保し、その他の必要な措置を講ずるための国内法である「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の制定及び関係法令の改正が行われましたが、この水俣条約の発効を受け、一部を除き8月16日に施行されます。

1. 水銀に関する水俣条約の発効について

(1) 条約発効要件:50か国が締結した日の後90日目の日(5月18日、締約国数が我が国を含めて50か国に到達)

(2) 条約発効日:平成29年8月16日

2. 条約の実施のための国内措置について(経済産業省関係の主なもの)

水銀汚染防止法第6条等に基づく特定水銀使用製品の製造等に関する規制など
規制開始日:平成30年1月1日又は平成32年12月31日(製品ごとに異なる)

※6か月前から製造許可等申請を受付(平成29年7月1日又は平成32年7月1日)

経済産業大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品の規制に係る申請・届出手続き等については、運用の手引きを当省ウェブサイトにて公開されています。

当社では、水銀、カドミウム、鉛など有害金属の製品や環境分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成29年5月19日付 経済産業省報道発表資料
分析技術箇所 竹下尚長

夏季休業について (お知らせ)

誠に勝手ながら、当社では下記のとおり夏季休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、悪しからずご了承くださいますようお願い申し上げます。

夏季休業日 8月14日(月)

- [3. 産業医・産業保健機能の強化について](#)
- [4. 食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会の取りまとめについて](#)



絶縁油中のPCB分析における試験検査結果書並びに分析依頼用紙変更!

絶縁油 PCB 分析試験検査結果書に総重量の記載のご要望が増えていることから、この度、5月1日より、試験検査結果書と分析依頼用紙の記載内容を変更させていただき、総重量欄を追加させていただきました。新しい依頼用紙の記載例は下記 URL をご参照下さい。
<http://www.knights.jp/ana/pcb/pcbiraioushicm.pdf>

